

◎国立大学法人法の一部を改正する法律

(平成一九年六月二〇日法律第八九号)

一、提案理由 (平成一九年三月二七日・参議院文教科学委員会)

○国務大臣 (伊吹文明君) このたび政府から提出いたしました国立大学法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、大阪府内に所在する国立大学法人の大阪外国語大学を大阪大学に統合するものであります。

なお、両法人の統合は平成十九年十月一日とし、平成二十年度より学生受入れを行うことを予定しております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、参議院文教科学委員長報告 (平成一九年三月二九日)

○狩野安君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立大学法人における教育研究体制の整備と充実を図るため、国立大学法人大阪外国語大学を国立大学法人大阪大学に統合しようとするものであります。

委員会におきましては、両大学の統合がもたらす効果、大阪外国語大学の夜間主コース廃止に伴う在学生への対応、国立大学の運営費交付金の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院文部科学委員長報告 (平成一九年六月一二日)

○榊屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、国立大学法人大阪外国語大学を国立大学法人大阪大学に統合するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、六月五日本委員会に付託され、翌六日伊吹文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る八日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。